

令和 5 年度権利擁護部会 審議内容

1 部会の所掌事項

- (1) 児童相談所のとるべき措置について諮問を受けて答申すること。
- ・ 児童又はその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない事例
 - ・ 児童相談所長が必要と認める事例
 - ・ 緊急を要する場合で、あらかじめ諮問するいとまがなく事後報告となった事例
- (2) 被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること、及びその措置について意見を述べること。
- (3) 里親養育専門相談事業について相談を受けること、また、困難事案等について意見具申を行うこと。

2 開催回数（令和 6 年 1 月 2 4 日現在）

令和 4 年度 1 回（令和 5 年 2 月 6 日）

令和 5 年度 3 回（令和 5 年 6 月 2 0 日、7 月 2 5 日、1 1 月 1 4 日）

※令和 6 年 3 月 2 1 日（木） 第 4 回開催予定

3 審議件数

4 件（内訳：親権停止 3 件、法第 2 8 条申立て 1 件）

4 被措置児童等虐待の状況報告件数

受理	調査済	虐待該当	虐待該当内訳			
			社会的養護 関係施設	里親等	一時保護 施設等	障害児 施設等
1	1	0	—	—	—	—